

平成25年第1回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年2月8日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成25年2月8日	午前10時00分
	閉 会	平成25年2月8日	午前11時51分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 10 名 欠 席 2 名 欠 員 2 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	喜 納 政 樹	出	9	仲 間 厚 洋	欠
2	宮 城 達 彦	〃	10	比 嘉 弘	出
3	知 念 重 吉	〃	11	欠 員	欠
5	崎 浜 秀 進	欠	12	石 川 博 己	出
6	仲宗根 宗 弘	出	13	屋嘉比 一 聖	〃
7	欠 員	欠	14	島 袋 吉 徳	〃
8	崎 原 昇	出	15	大 城 正 和	〃

※ 会議録署名議員

1 番	喜 納 政 樹	2 番	宮 城 達 彦
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	内 間 清 彦
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	伊 野 波 盛 二
住 民 課 長	上 間 宏	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	仲宗根 章	保 険 予 防 課 長	仲 原 英 輝
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	松 田 修
公 営 企 業 課 長	饒平名 知 政	教 育 委 員 会 事 務 局 長	具 志 守
商 工 観 光 課 長	桃 原 清 吉		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

2月8日(金) 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第1号	土地の取得について (議案説明・審議・採決)
4	議案第2号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (議案説明・審議・採決)
5	議案第3号	平成24年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 大城正和** ただいまから平成25年第1回本部町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

開 会（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって1番 喜納政樹議員、及び2番 宮城達彦議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．議案第1号 土地の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成25年第1回本部町議会臨時会におきまして、3件の議案を提案してございます。土地の取得ほか2件でございます。詳細につきましては、副町長、課長のほうから説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 大城正和** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 伊野波盛二** 議案第1号 土地の取得について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、上本部飛行場跡地利用に寄与するため、下記の土地を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月8日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、財産の表示 土地。2、所在地 本部町字豊原桃原508番地2ほか93筆。3、面積10万9,180.17平方メートル。4、取得金額 7,480万円。5、取得の相手方 国、契約担当官沖縄総合事務局長 槌谷裕司。

以上が議案で、次からは議案の説明資料になります。次のページをお願いします。1ページ、国有財産売払契約通知書ということで、これが沖縄総合事務局長から本部町長あてに来ている国有財産の売払契約通知書でございます。そこに土地の所在地として豊原桃原508番地2ほか93筆。区分として土地数量が10万9,180.17平方メートル。売買価格が7,480万円と記載がございます。資料の一番最後の9ページにその所在地の航空写真がありますが、経過とともに説明したいと思います。議案第1号資料として9ページのA3用紙カラーの航空写真がありますが、今、黄色い線で囲まれている範囲、これが前のP3C海上自衛隊の送信基地予定地として防衛省が計画をしていた土地の範囲でございます。その範囲の中の茶色い色の部分、これが国が民地を買い取って、今は国有地になっている場所でございます。平成23年4月25日に防衛省のほうから用地の廃止に伴って、財務省のほうに土地の管理が移っております。本部町としましては、平成23年度国の跡地利用推進費を活用しまして、跡地利用の基本構想を策定してあります。平成24年10月25日に町

から国に対して、この土地の取得要望を提出しております。平成24年12月7日に国のほうでは国有財産沖縄地方審議会を去年年末に開催いたしまして、この土地を本部町に譲渡することを全会一致で承認しております。そして今年に入って1月17日、町のほうから正式に財務大臣あて売り払いの申請を出したところでございます。1月17日に提出しました申請に基づいて、もう一度資料戻りますが、議案第1号資料の1ページ、平成25年1月17日付の申請に対して、1月25日付国有財産売払契約通知書ということで、国のほうから別紙案のとおり契約をしたいと通知が来ております。

資料の6ページをお願いします。6ページのほうに具体的な土地の登記上の地番、そして面積、地目がございまして、今、数量としまして契約数量と登記簿数量というふうに2つありますが、あくまでも登記簿数量は登記簿に記載されている面積でございます。それと契約数量は実際に防衛省が実測を行いまして、面積を出したものになっております。若干違うのは、登記簿数量は1平方メートル単位で計算しておりまして、小数点を省略してありますが、実測地は小数点以下第2まで求めてあります。その積み重ねでトータルの数字が多少負債が出ておりますが、契約数量はその実測値に基づいた合計の10万9,180.17平方メートルで計上してあります。町としても、今後この国有地を取得して、基本構想、基本計画、跡地利用基本計画に基づいて、また今後具体的な事業計画を入れていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 大城正和** これから質疑を行います。13番 屋嘉比一聖議員。

○ **13番 屋嘉比一聖** 難しい話ではございませんが、国の有する財産の中身がちょっとわかりにくくて、1点お伺いしたいんですが、この財産は国のほうでは目的財産としての購入であったわけですけれども、防衛庁のほうから手放されているということは、まだその範囲内なのか、戦略的それがあったのかどうか。それは総務省あたりでされて一般財源となって、それを販売するというのがルートではないかと思うんですけれども、この辺は非常にわかりにくいんですが、利点、特典いろいろあるんですけれども、難儀して、大変難儀されるような内容になっているので、ちょっとご説明をお願いしたいというのが1点です。あと1つ、前からずっと心配されていることなんですけれども、取得した財産が虫食い状態の中で活用しなければいけないという課題が残ってまいります。そういう中で経営、一応基本的な計画を持って構想を持って準備された。これからは難儀作業になるわけですけれども、そこに対する見通しみたいなものも行政側は持っているかと思しますので、ちょっとご説明をいただきたいと思っております。

○ **議長 大城正和** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 伊野波盛二** 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

土地の取得について、国のほうでいろいろ当初、防衛省が動いて、その土地、民地を防衛の自衛隊の通信基地という計画目的のもとに購入を行っておりますが、平成20年7月に防衛省としては、このP3C計画についての断念を公表しております。翌平成21年3月にはこれまでの賃貸契約を満了という形で防衛局としてまた契約を更新しないということで、民地は民間に返し、国有地はそのまま防衛省で登記しておりました。その後、この土地が用途が、目的が廃止された土地

ということになりまして、平成23年4月25日に防衛省から財務省のほうに管理が移っております。財務省としましては、普通財産ということで、目的のない土地ということで、ずっと持っていた形になっております。それをそのまま国としては、目的のない土地ですので売り払ってお金にかえるというのが基本的な考えだったんですが、そこを本部町としましては、跡地利用したいということで、町のほうから買い取り要望をあげまして、今、総合事務局財務部のほうとずっと調整してきております。今回、正式に町のほうから財務大臣あてに申請を出しまして、国のほうから売り払い契約をしますというふうに通達が来ているところでございます。もう1点については、副町長のほうからお願いしたいと思っております。

○ 議長 大城正和 副町長。

○ 副町長 平良武康 13番 屋嘉比議員のほうに今後の見通しにつきまして、私のほうからご説明いたします。

67年間余も時間の経過といったようなものを非常に何というんでしょうか、悲しく、ある意味では感じております。この間、この広大な平地が利活用できなかったことに対しまして、非常に心の痛い思いをしております。そういう中でやっと少しずつではあるけれども、動きが出てきたということが一つの流れではないだろうかと思っております。ご存じのとおり、一つは一括交付金を活用し、そして粘り強い交渉の中で何とか農地価格水準、それ以下の価格の中で一定の農地は買い戻すことができたということ。そういう中で、北部連携事業を使って、石川謝花線、初めての当該地域での工事の施工になりますけれども、それが採択され、活用の第一歩として、そこに道路ができ上がっていくということになると。そういう中で、一つはゾーニングについては、既に実施してあるところでありましてけれども、具体的な施設の張りつけについては、これからじっくりと考えていかなければいけないと思っております。当然のことながら、行政がそこでビジネスを展開するわけにはいきませんので、そういった部分については、民間の活力を十二分に取り入れ、そしてそれを活用しながら、地域住民に貢献できるような、いわゆる地域が活性化する、いわゆる定住条件づくりといいたいまいしょうか、雇用条件、雇用の形成の場といいたいまいしょうか、そういったことで、かなり過疎化している地帯でもありますので、将来展望としては、道路などの基盤整備と同時に、生産施設等の導入、そしてあと何らかの形で公共的な様相を帯びるような施設などもできればと思っておりますけれども、そういったことについて、じっくりと検討をしながら、そして内外の情報も集めながら、とりもなおさず地域住民、その他の方々のアイデアも取り入れながら、時間がかかってきていますので、時間をかけながらやっていくべきなのかということで、方向としては、そういったことで考えております。いずれにせよ、これから一つ一つの積み上げが大切ではないだろうかと思っております。そういった基本的な考え方であります。以上でございます。

○ 議長 大城正和 13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 大変難しい話で、多難ではありますが、絶対に沖縄県の枠の中で、例えば公園に来るお客さんがこれだけいて、今後ふえるであろうということも考えながらやっていく

とすれば、全県的観光に適用できる施設利用、土地利用ということなどもしっかり入るべきだろうとは思っておりますが、それよりもこれはちょっと説明は憂慮したと思うんですが、決してきょう、きょうに始まった話ではございませんので、わかる範囲でちょっと経緯を説明させてもらおうと、以前に、もういつとは申しませんが、そろそろ我々は手を引くので、その手を引くための準備を役場をお願いしたいというところが多々あって、そこを使う基本的な行政計画を出しなさいと言われて、1,000万円の予算を内政からいただいて、準備までした作業が実際あります。これは事実です。それがどうして消えたかの説明も全くこれまでなくて、おかしくなっているんですが、歴史はそこまでさかのぼるんです。そこでマイナス点、バツテンが出たので、皆さんは大変苦労をされました。私はされたと思っております。お金をもらって、事業計画をつくって、さあといったところで全部ぱーになりましたので、出して説明も十分しないで、防衛庁のほうからすっかり向こうはバツテンをつけられて大変困ったケースが実際にありまして、それが原因で行政は数年間、本当に難渋する季節を迎えてきていることも事実です。そこを克服されて、ここまで来られて、予想以上に土地単価が安いのはびっくりしております。正直なところ。多少、私もサイドからお手伝いした部分がございますので、当時も普通財産に戻って、こっちに来るような期間があるとすれば、それは40年後であろうという話もしていたんですが、そうなるかとやはり二、三千円ぐらいになるねと。それ以上になるねという話もあったぐらいでした、あのころは。そういう中で、皆さんが努力されたことに私は大変ありがたかったし、頑張っていたと理解をしておりますが、課題はこれからなんです。だから今、正直いうと、副町長の話は話の発端だけであって、それが現実だということでもないし、これから発展をしていこうという話ですので、やはりみんな、我々議会も含めて、みんなで真剣に議論をして、本部町だけではなくて、やんばるだけでなく、沖縄県のメーンスポットになれるように、ひとつ頑張りたいと思いますが、せっかくですから、町長あなたの一つの考えもここで聞かせていただければありがたいと思っております。

○ 議長 大城正和 町長。

○ 町長 高良文雄 屋嘉比議員のただいまのご質問というか、ご提言と申しますか、簡単、かいつまんで申し上げたいと思っております。

皆さんはご承知のとおりでありまして、これまでのいきさつ、副町長からも少しありましたが、かえりみすれば、昭和44年以降、昭和44年に最初の返還がありまして、飛行場の返還がありまして、それ以来、いろんな事情により、まとまった土地がなかなか利活用されてなかったと。その間にご案内のとおり、P3Cの対潜哨戒機の通信施設という問題も起こって、現在に至っているわけでございます。それは私よりも皆さんが詳しいところでありまして、その間にいずれ返されるであろうという当然の我々の要望等も含めて、内々では準備してきて、きょうに至っているわけでございますが、平成20年に施設はもう断念すると。公式の防衛省からの発表がありまして、それを受けまして、私どもも跡地の利用計画、とりあえず取得についての計画はつくらないといけないということで、取り急ぎそういう形で今進んできております。その間にも前の町長を初め、

その以前からいわゆるB&G後には海のウエルネス、今の飛行場跡地には陸のほうのウエルネス計画というのも承知をしております。そういった意味では海、陸のほうもいわゆる当初の計画を今後展開できるような条件が整ってきたのかと思っております。議員からもありましたとおり、これからが勝負でありまして、このあたりについてはまだ細かく計画は立てておりませんし、私から申し上げる段階でもありませんが、いずれにしても土地の形態等を含めて、民有地が3分の2もあるわけですから、その辺また皆さんのご承認をいただいて、国有地を取得された段階で、また皆さんともご相談をしながら、また民有地の地権者、あるいは民有地を利活用した形で、長浜さんが計画しておられる農業生産法人を中心とした計画もごございますので、そういう方々とも十分な連携をしながら、まず町民にとってどういった事業がプラスになるのかというようなことを当然第一に考え、町民の財産でありますので、その辺も含めて、できるだけ早い段階で事業化ができるように、またどういった事業が早い段階でできるのか、一歩一歩進めてまいりたいと思っておりますし、その中でやはり基盤整備も必要ですし、道路も入れたり、インフラ整備も必要になってきますでしょう。事業によっては、いろんな補助事業の導入等々も含めて、検討もしながら進めていかないと、なかなか自己資本というのも限りがありますので、そういった総合的にそういう見地からまた皆さんとも十分に、地権者、地元を含めて、ご相談をしながら、確実に進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。12番 石川博己議員。

○ 12番 石川博己 説明の段階でなかったんですけれども、非常に廉価な値段で国から買い取りをするということなんですけれども、坪単価とか、平米単価でも構いませんので、そこら辺は説明の中でやっていただきたいと思えます。そこで一番重要なのは、これだけの土地を本部町が取得するんですけれども、その活用をどうするかというのが今後の大きな課題だろうと。航空写真を見てもわかるとおり、非常に虫食い状態なんですけれども、これを一つにまとめるとか、こういう作業というのは考えたことがありますか。国有地を、1カ所に集めて、その活用というのが非常に理想的ではあるんですけれども、それが可能なかどうか。これだけ点在している国有地を使うといっても施設、施設をばらばらにするわけにもいきませんし、これを見ても、これだけの敷地内に里道もたくさんある中です。この里道もまとめてちゃんとした区画をつくるべきだろうという考えを持っているんですか。そこら辺はどうなのか。それと、これを払い下げするに当たって、国のほうから使用に関して何か規制があるのかどうか、どのような使い方をしてくれというのがあるのかどうか、それとも全部本部町でやりたい放題、使えるのかどうか。その点も含めて、説明を願いたいと思えます。

○ 議長 大城正和 企画政策課長。

○ 企画政策課長 伊野波盛二 12番 石川議員にご説明いたします。

まず1点目、単価についてですが、私も説明の中で、単価についての説明を漏れておりまして、おわびいたします。今、全体で7,480万円。面積が10万9,180.17平方メートルということで、総合事務局から示されているのは1筆、1筆の単価とは示されておられません。全体、この土地全部

で7,480万円とまとめた額で来ております。これは単純に面積で割りますと、1平方メートル当たり685円という額になってはおります。あと活用について、虫食い状態のものを今後どう活用していくかということなんですが、換地という方法で、例えば1カ所に国有地を民地と変えて集約するという方法なども検討されているかということなんですが、確かにそういう手法も構想段階のほうでもいろいろ検討する必要があるということは、構想段階でも我々もいろいろ吟味はしております。ただ、やはり換地となると1筆、1筆、それぞれの民有地との深い交渉になってきますので、それが等価交換であったり、また面積交換であったり、その場所がどの場所になるのかということになりますと、かなり民地と深い交渉になるということもあって、時間も相当要するだろうと思っております。それも検討の一つとはいたしますが、かなり長時間のスケジュールになってしまうなというところは今厳しいところがあるなどは見ております。あと国からの利用に関しての規制がありますかというご質問ですが、今回の契約の中でも国に対して、国からどういう利用状況をしているかというところを国が調査をすとか、現地を実地調査したいというときには応じるようにということは言われております。ただ我々としては、基本構想、基本計画に基づいた使い方をしますということで答えてありますので、具体的なものはこれからになってきますから、国に対しては、我々がつくったものに対して、利用状況を報告するような形にはなると思いますが、それほど国から縛りの強い規制というのはございません。以上です。

○ 議長 大城正和 12番 石川博己議員。

○ 12番 石川博己 わかりました。土地というものがこれだけ点在している中で、町として、この地域、まとまった地域というんですか、町が考える中で、そこら辺の確保というものは必要ではないかという気がいたします。施設をつくるにしろ、事業を展開していくにしろです。その場所というのも今後これからの話…。ちょっと休憩お願いできますか。

○ 議長 大城正和 休憩いたします。

休 憩 (午前10時32分)

再開いたします。

再 開 (午前10時36分)

12番 石川博己議員。

○ 12番 石川博己 一番心配するのは、実は瀬底にある町有地、向こうも県からの買い取りなんです。そのときにも買い取りをするために跡利用計画をつくって、基本計画をつくって、県との調整をして、私たち町はこういうものをつくるから、この土地が必要なんだという方向性で進めてきた土地の取得なんですけれども、いまだかつて何の動きも出さない。そういうことになってはいけないのではないかという心配があるものですから、どうしてもこの方向性に沿った町を活性化する、そういうものを早急に立ち上げて、熱のあるうちにしっかりした部分で、あの地域の土地の活用というものを考えていただきたい。それと合わせて、先ほど話を申し上げました瀬底の町有地、そこも1万坪ございます。その活用についてもしっかりと地域住民や町民の知恵を結集して、町の活性化に向けた作業を進めるべきではないかという気がいたします。その点について、町長のほうでひとつ答弁をお願いいたします。

○ 議長 大城正和 町長。

○ **町長 高良文雄** 石川議員のただいまのご質疑にお答えします。

皆さんご承知のとおり、飛行場跡地につきましては、私どもの懸案事項、一大事業でありました。私が申し上げるのもなんですが、平成20年7月にいわゆる防衛省が使わない、については本部町の地域振興のために使ってほしいという相手方の理屈で断念をした経緯がありまして、その以降、私どもの手前味噌かもしれませんが、職員も頑張っていたいて、それなりの対応をして、意外とスムーズに取得に至る経緯は、その時間的にもうまくいったのではないかとということと、また一番大事なのは、例の一括交付金が使えたと。これが大きなインパクトがあったなと思っておりますし、直接、町民の水というか、税金、国全体の税金ではありますが、そういった意味でもある程度、我々も身軽に買えたのかということで非常に喜んでいるところであります。そのあたりにつきましては、予算審議の段階でも皆さんに去年の8月ごろでしたか、全員協議会でもご説明させていただいたとおりであります。そういった中で、本当に国に対しても、これは地価高騰、狂乱の歴史を繰り返してはいけなと。本当に地域のために、地域の活性化、元気が出るような事業を導入していくんだということで、我々はしっかりとした考えのもとに国とも調整をしてきておりますし、当然、そういった形で進めなくてはいけないわけですし、先ほど副町長が説明したとおり、そういった考えをしっかりと持ちながら、また迅速に進めてまいりたいと思っております。加えて瀬底の土地についても非常に私も気になっておりまして、折に触れて私も話を出したり、ホテルが中断しておりますが、ホテル側にも皆さん完成したら、隣同士ですし、出入りも皆さんのほうからが非常にスムーズにいくし、その土地の配置状況もいいので、いかがですかという話もしながらきた経緯もありますし、その後も少しちらほら紹介があったりも聞いてはおりますが、なかなか、議員が言われるように進展が見られない部分もあります。これも町民にとってはいわゆる町の土地が有効利活用されていないということでありますので、また大きな土地でありますので、瀬底の土地も含めて、今後景気もよくなるだろうと確信をしておりますので、そのあたりは目配り、気配りをしながら、ぜひ町民のために何とかその方向で進めていきたいと考えております。

○ **議長 大城正和** ほかに質疑はありませんか。10番 比嘉 弘議員。

○ **10番 比嘉 弘** この跡地については、国から返還されて、その後、町長が先ほどおっしゃいましたように、防衛省のほうでP3Cの基地使用と、利用したいということで、そのために地元住民たちが大変な抵抗運動を繰り広げながら、現在に至っております。その中で、町長も集会の中で激励の言葉を発している。そこが議会の中でもひとついろんな形の中であったという経過があります。しかしながら、ようやく国が町に払い下げをするということで、払い下げとってはおかしいんですけども、計画に対して認めてくれたということで、目の目を見たかなと喜んでおります。ぜひ計画を成功させてほしい。ただ、その中で提案のやり方が土地の購入については、これだけの金を使うんだということだけではなくて、やはりモニターを通していただいておりますので、町民もお聞きになっていると思います。どういった形の中で、その土地を購入するんだと。何に使うんだというのをやはりおっしゃっていただきたい。我々議員に対しては、利用計画について

の冊子あたりは配られております、確かに。ところがお聞きになっている方々は、それは何に使うんだというのは若干説明が欲しい。ただ7,800万円で土地を購入するんだということだけではなくて、何のためにその土地が必要なんだということは説明してほしい。提案の理由、目的として、理由としてというのがあります。その中でちょっとお聞きしたいと思います。

契約というんですか、結んだ中で、9条の中で10年間は何といいますか、公序良俗に反する使用等の禁止とか、いろいろたわれてはいますが、9条から10条以降、すべて10年間該当するのか。あるいは9条だけなのか。10年過ぎてても別に国とは関係なく、いろんなものができるという解釈なのか、そこのところが1点と、それと先ほどからありますように、この土地が非常に虫食い状態です。そうしますと本部町も計画している。そして民間会社、先ほどあったように、ひやみかち本部でしたか、が計画しています。その会社が民有地の約85%は口頭で賃貸の契約を了解しているとうたっています。向こうの計画の中では、非常に計画について、我々の町の計画についてちょっと問題があるのではないかと。そこのところを皆さんはどうお考えなのか、向こうの考えに沿ってさせるのか、あるいは町の考えでそこをまた白紙に戻してやってもらうのか、そこのところをちょっと聞きたいです。

○ 議長 大城正和 企画政策課長。

○ 企画政策課長 伊野波盛二 10番 比嘉議員にご説明いたします。

3点ほど質疑があったんですが、私のほうから条項についての説明をいたします。契約書案の第9条の中で10年間は公序良俗に反する使用の禁止ということであつたわけしております。これはあくまでもこの9条にかかる部分になっております。10条については、いつまでとかという期限はそこには設けておりませんので、特に10年とは限らずということでご理解お願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 大城正和 副町長。

○ 副町長 平良武康 10番 比嘉議員のほうに説明いたします。

使い方についての具体的な構想をもう少し踏み込んでいただきたいというお話、そして現段階でどこまで進んでいるのかというようなこと等も含めてのことだと思っておりますけれども、先ほどもありますように、民有地のかなりの部分、賃貸、あるいは買い上げ等について株式会社でありますひやみかち本部のほうで計画権利を取得しているという一つの事実があります。そういったことの中で、現状の中で民間活用として、どのような事業を展開していきたいのかについて、ひやみかち本部のほうでも今、その計画策定に入っているところでありますし、また以前にも新聞でも公表していることがありましたよね、ホテルをつくるとか、温泉をつくるとか、ああいったことも以前にはありましたけれども、それは以前の話であるので、もう1回、その辺を考え直してくれという話をしながら、より地域に役立つものでなければだめですということも我々のほうから議論しながら、やっているところでありますし、その辺については、ただ民間の部分の計画を、ああそうですかということにはなり得ないでしょうし、当然。先ほど来、説明いたしますように、町の経済の活力にも十分に反映されるような事業体をすり合わせしていきたいと

思っております。当然のことですけれども、そういった交渉の中で、相談の中で張りつけできる段階になって、また議会のほうとも相談しながらやっていくということで、そういったことで考えております。以上でございます。

○ 議長 大城正和 10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 9条だけが10年だと。それ以外は未来永劫に続くんだという解釈だと思いますけれども、そうしますといちいち国の顔色をうかがいながら、向こうから指摘されないかどうかというのものもあるわけです。こんな売買契約なんてないのではないですか。私は10年もちょっとおかしいなと思いますけれども、ただ文言がそういった形でなされていますので、暴力団関係だということは理解できますが、それ以外についても、こういったのはある程度、国から町に移るわけですから、町の考え方をあまり信用していないのではないかという感じがしますけれども、これはどうもおかしいなと。皆さんどう思いますか、こういったところは。やはりこうしないと契約はしなかったと、売買契約しなかったということになるんですか。町長ですね。そしてもう1つ、計画の支障というのは非常に大なものがあるのではないかと。というのは、先ほど言ったように、国有地3分の1です、計画自体の中の総面積に占める割合というのは、3分の2が民有地なんです。その民有地の中で民間会社が約85%の賃貸の了解を得ていると。民間会社が出している上本部飛行場跡地利用基本計画の中でうたっているわけです、前段で。だから非常にそここの話し合いは重要ではないかと。そしてもう1つは、先ほどあったように、めどとしてはどれぐらいなんですか、皆さんが考えているめどとしては。その計画は実際に出発するのはですよ。また計画変更もあり得るといふものもあるわけでしょうか、皆さんが今、考えている。つまり国に対して、こういったことをやりたいということで、それは購入がある程度できたと思うんです。できなかつたから10年過ぎて、あるいはなかなかうまくいかないということで、また計画変更というのがさらにあるのかどうかという可能性があるのかどうか、それもちょっと聞きたいです。

○ 議長 大城正和 企画政策課長。

○ 企画政策課長 伊野波盛二 10番 比嘉議員にご説明いたします。

契約書の9条、10条の件なんですけど、町としましても、9条で10年間と言われてはいますけれども、これはあくまで公序良俗に反する使用の禁止ということですので、これは私としては10年に限らず未来永劫、公序良俗に違反することはしないというふうに考えておりますので、特に国から10年間とうたわれることもないと思っております。あと10条の実地調査といたしましても、これは国のほうから公序良俗に反する使用がないかどうかということ調査をすることもありますということになっていきますので、これに対しても町としては全然その調査を拒む理由もありませんし、また報告を求められたときには町のほうから報告することに関して、何ら拒否することは全く考えられませんので、それも全然未来永劫、国との信頼関係のもとで、そういう土地売買契約も行うことになっておりますので、そのように町としては理解しております。以上です。

○ 議長 大城正和 町長。

○ 町長 高良文雄 比嘉議員にお答えします。

あらかた課長、あるいは副町長が説明したとおりであります、地権者、それから地域への説明だとか、町民に対しての周知というお話もいただきましたが、そのことについては、私も当然、理解もできますし、時期を見て、これをやる必要があるだろうと当然思っております。これは町の多額の税金で取得するわけですから。ただ、今の一連の取得の経過の中で、やはり議員が言われるように、あなたたちはこれもこういう形でやりたいとか、何とか言っていたのに、実際はできないのではないかと何か、またいろいろ変更の話につきましても、それはまた国との関係につきましても、基本計画どおり、本当にという部分だとか、その辺はいろいろ出てくると思うんです。ですからこのあたりは国のほうも今の9条、10条ではないんですが、国のほうも逆に町にこれは戻して、町に譲るといふことでないと、これは困ると。皆さんが迷惑かけている部分も相当あるようなことで、私も従来からずっと強く主張してきて、今になった経緯も、今回契約締結に至った経緯もあるわけですから、国の皆さんも責任がありますと。あまり繰り返しは申し上げませんが、そういうことと、もう1つは、民間の例えば農業生産法人が議員が言われるように85%云々の話も含めて、私どももまた再度契約した暁、その後はしっかりとまた民間、民有地の方々にも相談をしながら、当然、農業生産法人も含めて、そういう方々と相談をしながら事業は進めないとうまくいかないわけでございますので、そういうことで、その辺は今までの経過等、また町の考え等々を含めて、しっかりと皆さんと相談をしながら、またそれは結果として町がうまく本部町にとって有益であるという事業になるように取り組んでいきたい。これは当然のお話ですが、そういうことでよろしくお願いします。

○ 議長 大城正和 10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 いずれにしても、大変いい計画でございますので、町の観光振興、農業振興、あるいは地域活性化に向けてぜひ計画どおりの事業が進められることをお願いして、質疑を終わります。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。14番 島袋吉徳議員。

○ 14番 島袋吉徳 質疑というよりは、よくここまでようやく来たという感じで、ちょっと意見を述べたいと思います。終戦後、約70年近くたって、また返還されて四十四、五年の月日がたって、今までこんなすばらしい土地を利用できなかったことは大変この町を阻害していたと思っております。中南部の返還された土地は直ちに跡地利用を計画してやってきて、大成功しています。今、那覇市もこの間、市長が言っていましたけれども、おもろまちはほとんど個人有地だったと。そういう話をしておりました。そこを返還に伴って、ああいうすばらしいおもろまちというのができました。その経済効果ですね、今までの15倍以上だと。その試算をはじき出した、生み出す金額もものすごいものなんです。それとハンビー飛行場は今までの経済効果が230何倍と。すみません、さっき間違ったかもしれません。おもろまちは15倍にふえたと。そういうすばらしい結果が出ています。ここようやくですね、長い間返還されても手をつけきれなかったいろんな理由がありますけれども、今度購入される土地が約3万坪前後ですか、3万坪ちょっとだと思っておりますけれども、あわせて個人のもを入れると10万坪はあるだろうと思っております。

そこを有効利用、生かしていけば、本部町はすごい、今後、希望にあふれる町になると思いますので、それを期待して、民間も、当局はものすごい頑張っていて、ここまで来ました。本当に感謝しています。それで今度は当局と我々議会も一緒になって、いろんな計画に参加しながら、積極的にやっつけていかなければいけないと思っておりますので、当局もそういうことはぜひ議会も使ってほしい。民間もみんな連絡し合って、手を取って、これを進めていくのが大事なことで。この町にとってですね、いろんな計画も一緒にやっつけていけたら、いい町になると思いますので、私はそれを望んでおります。何をかと言うと、これからみんな、町当局、それから議会と民間とお互いにレベルをつけ合わせて話し合いをしていく、進めていってもらおう。そうしたらものすごく成功していくと思っておりますので、いろんな答えは出ていると思っておりますけれども、そこを望んでおりますので、ひとつこの面について、積極的に、議会も利用して、それから民間もお話を持ってきて、そういうやり方はどんなものかということで、ひとつ意気込みを一言聞かせてもらえれば、大変最高の結果だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 大城正和 町長。

○ 町長 高良文雄 島袋議員にお答えします。

先ほど来、お話ししておいででありまして、これは本当に本部町の活性化のための本当に大きな一つのシーズと申しますか、種と申しますか、そうだと思っておりますし、それを生かさない手はありませんので、極言すれば、本当に本部町のいい意味で浮沈にかかっているし、そういった意識で取り組んでまいりたいと思っております。私どもも大いに議論をして、また皆さま方ともオープンな気持ちで大いにいろんな方々の意見を取り入れて進めてまいりたいと思っております。議員の皆様におかれましては、ひとつ忌憚のないご意見をどんどんいただければと思っております。それだけ答弁として、私、訂正がありました。先ほど来、農業生産法人と申し上げてきましたが、訂正をいたします。株式会社ひやみかち本部ですか、株式会社沖縄ひやみかち本部ということで訂正をさせていただきます。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号 土地の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 土地の取得については原案のとおり可決され

ました。

日程第4．議案第2号 工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について。平成24年第9回本部町議会で議案第56号をもって議決された山里儀間線道路改良工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「5,386万5,000円」を「5,913万6,000円」に変更する。527万1,000円の増であります。平成25年2月8日提出、本部町長 高良文雄。

記、理由、地権者の要望によりつぶれ地面積を小さくするために、のり面工からL型擁壁工に変更することで、契約金額の増額が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。次のページが変更対照表となっております。次のページのA3版のほうでご説明したいと思います。平面図です。右下のほうに凡例ということで、変更前、変更後、変更前が黄色、変更後が赤ということで塗っている箇所なんです。それが変更箇所です。次のページのほうが多分わかりやすいと思いますので、横断図のほうです。黄色が変更前、赤が変更後ということで、三角部分の黄色の部分当初、盛り土で予定をしていたんですけども、地権者のほうでなるべくつぶれ地が少ないほうがいいということで、その辺の相談もありましたので、それを検討して、L型擁壁に今回変更してあります。それが今回の変更増の部分であります。

○ 議長 大城正和 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第2号 工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 工事請負契約についての議決内容の一部変更については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時07分）

再開いたします。

再 開（午前11時15分）

日程第5．議案第3号 平成24年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第3号について説明いたします。

議案第3号 平成24年度本部町一般会計補正予算について。平成24年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年2月8日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目をお開きください。平成24年度本部町一般会計補正予算。平成24年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,056万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

事項別明細書の説明に入ります前に、今回の補正の概要について、全体的な面を説明したいと思います。今回の補正については、すべて沖縄振興特別推進交付金事業に係るものです。通称一括交付金の部分です。今まで執行してきた部分について、入札による残の部分、または一部執行ができなかった部分について予算を減額し、主に町道八重岳線ののり面の木々の伐採作業に充当した予算となっております。

それでは事項別明細書で説明したいと思います。事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。5款労働費、3項地域産業安定化事業、1目地域産業安定化事業費、17節公有財産購入費435万7,000円の減額でございます。これは1号議案でございました旧上本部飛行場跡地国有財産の取得経費でございます。の減額でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料、説明の委託料のほうに本部町有害鳥獣対策事業委託料、減額の77万3,000円、これは主にカラスの捕獲駆除等の事業でございました。当初、我々が予定したものよりも防護ネット等、主にタンカンの木なのですが、防護ネットの希望する農家の皆さんが少し少なくなりまして、減額をしております。実績といたしましては、カラス約2,000羽駆除、それとミカンの木については約1,300本の木の防護ネットをやっております。19節負担金補助及び交付金、減額の1,214万4,000円、説明の亜熱帯バイオマス有効活用事業補助金、これについては10万円の減額でございます。これは当初の説明では堆肥小屋300坪でございましたが、実施の段階で250坪、50坪面積を減にして実施をしております。それに伴い10万円の減額でございます。次の農業機械導入補助金については、機械の購入費等が減額になっておりますので、その部分が減をしております。

次、10ページ、11ページをお願いいたします。同じく農林水産業費の3項水産業費、2目水産業振興費でございます。これは約20トンまでの船揚げが可能な機器を設置するという事業でございますが、この部分についても当初見込んだ額よりも機械の導入費、設置が減でございますので、その分171万円を補助金としては減額をしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、3目観光振興費、13節委託料2,413万9,000円の増額でございます。説明のほうに委託料の下の2番目に、美化作業委託料2,446万6,000円増でございます。これについては、後ろのほうに予算書とくっつけてA3の図面を添付してあります。当初700メートル、今回残の部分と一括交付金の部分で2工区として3,700メートル、木々の伐採を行っていくという予定でございます。このピンクの部分が今回の予算の

増の部分の予定でございます。

戻りまして、12ページ、13ページ。15節工事請負費191万4,000円の減、説明のほうの工事請負費、観光アクセス道路整備工事費349万円の減額でございます。これについては、途中でも補正はしたんですが、路線の3路線です。実施設計による部分の減額でございます。当初予定した部分よりも実施の段階で減額になっているということでございます。それと3番目、観光アクセス道路陸上備品、その下の防球ネット新設工事請負費200万円の減額でございますが、この部分については、当初工事で予定しておりましたけれども、科目を構成いたしまして、備品購入費、説明の一番下のほう備品購入費、陸上備品購入費100万円、備品購入の100万円で防球ネットが設置可能だということで、取り付け取り外し可能な備品を購入して、防球ネットを設置するという形に予算科目を変更して100万円減額になっております。続きまして、工事費の防球ネットの下のほうの市場駐車場整備工事請負費193万7,000円の増額でございますが、これも予算の組み替えで、下のほうの説明のほうの公有財産購入費、用地費のほうで184万3,000円減額でございますが、その部分、工事費に回して工事をやっていきたいと考えております。その下の観光施設公衆トイレ工事費160万円の増、これは瀬底のほうの観光トイレでございますが、これについては増の要因といたしましては、観光客相手のトイレですので、赤瓦屋根と、それと目隠しのひんぷんの工事費の部分が増でございます。すみません、私ちょっと抜かしました。戻ります。2ページ目、繰越明許費あげております。これではすべて一括交付金の部分での繰り越し予定でございます。追加でございます。6款農林水産費、1項農業費、亜熱帯バイオマス有効活用事業、これについては4月末までに完成の予定でございます。2,283万5,000円繰り越す予定でございます。執行率としては約80%。残りの20%部分を繰り越してやっていきたいという形でございます。次、7款商工費、1項商工費、八重岳及び町有公園美化推進作業2,980万円、これについては9月末までにかかる部分でございます。全体として執行が20%、今回2,400万円余り新たに追加でやる予定にしておりますので、その部分と残りの部分で全体の約80%を繰り越して伐採作業に充てていきたいと考えております。観光アクセス道路整備事業1,131万6,000円、これについては6月末までに完成の予定でございます。執行率といたしましては約65%の執行率でございます。市場駐車場整備事業2,477万円、これについては現在、設計ができ上がったところでございます。工事については繰り越しで執行をしていきたいということでございます。6月末完成の予定でございます。スポーツうりずん環境整備事業については、これは運動場のほうの備品倉庫等の事業でございますが、これも4月末に完成の予定でございます。執行率といたしましては、約65%でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 大城正和 これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 参考までにお聞きします。後ろから2ページ目。一括交付金事業、これの進捗状況というんですか、項目があります。全部教えてもらえませんか。進捗状況。100%なら100%、先ほど言ったように20%なら20%。後ろから2枚目、交付金事業ありますよね。その進捗状況わかりましたら教えてもらいたい。全部、すべて。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 失礼いたしました。参考資料として一括交付金の一覧表を載せております。先ほど繰越明許費に載せた部分以外については、3月までには完成する予定でございます。ほぼ進捗が何パーセントということは、金額の支払いとか、そういうことはすべてまだ把握しているわけではございませんが、3月までには一応すべて完成すると。すべて発注済み、一部既に完了した部分もございますが、そのような状況でございます。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。5番 崎浜秀進議員。

○ 5番 崎浜秀進 農林水産業費、これは委託料、9ページです。委託料、鳥獣対策事業委託料で減額になっているわけですけれども、カラス2,000羽、今総務課長の話では2,000羽。まだ飛んでいるのにこれだけ減額になっているのかというのを気にすると、一番ネット、我々議会が要請されて、現場を見たときにネットが全然足りないという農家からの要請がありましたので、再度これを調査しに行ってきたわけですけれども、まだまだこのネットを設置する金が足りないんだという指摘を受けましたので、これは実績でそうになっているのか、農家が全く受け付けがなかったのかというのが1点と、それともう1つは、15ページ。海拔、これも一般質問に出そうと思ったんですけれども、この項目が出ておりましたので、やらなかったんですが、これは実績、やられての減額なのか、そこら辺2点お聞きしたいと思います。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 9ページの有害鳥獣対策事業委託料の減について、5番議員に説明いたします。

このネットについては、町と実証実験を行う伊豆味区のみカン生産者と随時話し合いを持っていたんです。そして11月から12月にかけて、どういう網を使う。それから網の使用等、そういう話し合いを持って、それが決まったのが12月上旬で、そのときに9メートル角の2ミリのを使おうという決定を行い、それから発注をかけまして、これは特注なものですから、それが12月から1月上旬にかけて網をかけます。そこまでに一応生産できる量が1,360枚ということで、1,360枚の発注をして、残りの70枚については納入が2月、3月になると。そうするとその時期にはみカンがないので、今回については、その分を補正減にしたということです。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 失礼いたしました。私の説明と若干食い違う面があったと思いますが、産業振興課長の答弁したとおりでございます。それと海拔表示については、現在、入札が終わりましたして契約をして、また表示板とか、そういうものはまだ設置はしてありません。主に海に近いところ、それから県道伊豆味まで、それと避難路の矢印と、それを今業者のほうで製作してやっていますところでございます。これも3月末までには電柱等、そういったものに表示する予定でございます。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。2番 宮城達彦議員。

○ 2番 宮城達彦 1点だけ確認したいと思います。9ページ。説明です。園芸農業防災施設

整備事業1,000万円以上の減になっているんですが、この1,000万円以上の減は何か説明をお願いします。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 2番 宮城議員にご説明いたします。

9ページの園芸農業防災施設整備事業の補助金の減でございます。その減につきましては、今回、当初500平方メートルの8戸4,000平方メートルを予定し、農協のほうでの説明会等も行い、当初の説明会には約20名ぐらい見えていたんですけども、農協のほうで一応補助金を生かす順序として、現在予定しているインゲン小屋の作物を共同でやる人、そして前から補助金をもらっていない人を優先にしてやりますという説明をしたところ、8名の希望者がいまして、8名を一応予定として始めたんですけども、裏負担分の持ち分で2人のほうがどうしても都合できないということで、2人がおりました、最後にきて、1人が里道を挟んでつくるという計画を出していただきましたので、里道についてはすぐつくれないので、里道の廃止とか、譲渡を行ってくださいと、それには二、三カ月要するので、今年、本人のほうではそういう事情なら本人のほうからおりたいということで3名がおりました、今回行うのは5名の農家で500平方メートル、2,500平方メートルの予算となりまして、3戸の分の1,140万7,000円の減となっております。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 最後の図面を関係者見ていただけませんか。下のほうから黄色い線をやって、ここは終わっているという説明だと思いますが、ここの部分についてちょっと説明してくださいませんか。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

図面のほうの1工区の最高延長700メートルとありますところは、現在発注して、今伐採している途中で、3月までは完了するということでもあります。その後の残りの分が今回補正で出てきた分、ピンクのほうです。出てきた分でございます。ピンクのほうが繰り越し370メートル分です。黄色の分に関しましては、3月で完了ということでもあります。

○ 議長 大城正和 13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 根本的な話に触れたいんですが、道路をきれいにしたいというので、草を刈るという話になっているはずなんです。役場も含めて、例えばこれは向こうのトイレのところまでのマガイミチグラーですが、ここの川を見たことありますか。この川はこれで、河川はこれでいいですか、相手側の崖は壊れる危険性はないですかという基本的な話が全然出てこない。そういうものは触れなくていいんですか、触れたほうがいいんですか、せっかくここまでやっている作業ですから、基本的な話として、当局、関係者にお伺いします。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 屋嘉比議員に説明いたします。

八重岳線、おっしゃるように今、素掘りふうになっております。崖がのり面とか、桜のそばと

か、違いますか。私としてはその部分だと思いましたが、八重岳線にかかる排水路の件だと見ているんですが、そのほうについては桜とか、いろいろ崩れている面とかも多々見受けられるので、その分についても平成25年度の予算と一括交付金とでできればエントリーしてやっていきたいと考えております。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

多分道路のそばの河川の件だと思うんですけども、今回、八重岳の美化事業は桜の日照を阻害している木を伐採しようということで、河川のほうも少し桜があるところがあります。その伐採作業を行う事業ということで、国のほうには申請して、壊れているところを手当てすると、国のほうにはその辺の事業ということでは申請していないものですから、今度その辺排水整備もあるものですから、その辺もしエントリーできるようでしたら、やっていきたいと思います。

○ 議長 大城正和 13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 私はいつも行くたびに雨が降ったりするたびに見ているんですが、恐らく私に関心があり過ぎるんでしょう。一例でいうんですが、アミシリガーも何もないわけです、ここには。アミシリガーがどうなっているかもここには説明ないんですが、基本的にあそこをあれだけを見て、大変だなと感じていただかないとだめなんです。もともとの川の領域というのは、道ができない間は沢を中心に歩道があったと考えればいいと思いますが、今度は八重岳がきて、ちゃんと道ができて、こうしたというわけですから、そこに問題があろうということも言えるんですけども、あそこの河原は河原ではないです。もうやがて土が上まで積もるという可能性が十分あるところですよ。例えば我々がずっと上にのぼって行って、水源地のほうの河原の水の流れもたまたま前にとまったことがあるんですが、もう石がいっぱいそばから転げ落ちてきて、テーゲー、1メートル、2メートルばっかはだめナッティサーヤとっていて、そこにまた枯れ木がぼんぼん落ちてきて、枯れ木がこうして今なおたまっている。またたまるでしょうね。そうしたらこれは河原ではなくて困りますよね、当然。水がどうなるか、これもおかしい話、すぐわかります。こんな河川を持ちながら、八重岳のそばにそれがあって、だれも気づいてくれない。あの昔の道はアミシリガーに流れる下流というのは大変清らかなところでした、当然、水浴びもできたし、洗濯もできたし、何もかもできたところでした、その上から下りてくる子供たち、八重岳の人たちもあの辺から下りてくるわけです。子供たちがフートの実を時期的に食べたりして、川からゆっくり歩きながら歩けたところです。もう今は足も入れられない。サバイもできない。こんな河川をそこに置いて、隠しておいて、八重岳の話をする事自体が大変間違っていると私は思います。ついでですから申し上げるんですが、草木を刈るのは実に形式的でして、これが何年も続いて常用化されていくこと自体、10年ぐらいでどれだけ使うんだろうと考えたときに、ナーヒンメーカー、立派にノーシェーシムタルムンヤと思うような行政になってほしいわけです。そこら辺をひとつしっかり見ておいて、作業をするということ、大体課長が詳しいでしょうから、ひとつしっかり考えてほしい。前は教育長でしたけれども、まだ教育長でないとき

に、あそこを調べて、アマカイフートーアイタシガ、チャースーガー、チャースーガと話をしたことがあるんですが、冗談で。一例をいうと、そんなことを地域に起こせるような事業を皆さん考えないといけないでしょう。せっかくの機会ですから、こうにたくさんとって、今までこうしますと言っているんですが、一例が、これでこれは終わりそうです。終わったら、こういう形で終わらせるのは情けないと正直に思っているのもう一度、課長、先ほど話がありましたが、どうでしょう。あなたが一番詳しいわけです。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

一括交付金、平成25年度も続くんですけども、現在、八重岳のほうの道路のそばの側溝、排水のほうが素掘りになっていますので、今これを一括交付金にあげようかということは今検討しています。それも先ほど言われました河川のほうも一緒に検討していきたいと思えます。

○ 議長 大城正和 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいま屋嘉比議員の貴重な提言も含めて、ご質疑がありました。フートーのお話をしたから、私も答弁しようかと思ってですね、といいますのは、満名川の上流、こちら辺とか、今水道をとっているヤマシカーとか、いろんな河川みんな一緒なんですけど、本当にあれを辺名地の上のほうの沢のほうも、崎本部のほうからもせんだって要請があったり、具志堅方面もそうです。大体沢のあるところはですね。50年前に比べると、本当に豊かな自然が壊れてきているなど。日々は変わらないが、そういう10年スパンで見ると本当に荒れてきているなど実感しております。これは課長などみんな今若くて、本当に昔をわかっているかなという感じがしないでもないんですが、私が申し上げたいのは、この状況を本当に一緒に踏査したり、一緒に歩いて、これを共有化したいんです。アマーチャーシナトーサーヤ、昔に比べて、アンシナトーサーヤということも共有化して、これはいちいち細かい部分まで役場としては、行政としては手を入れられないかもしれませんが、皆さん、地域の方々、NPOを含めて、地域を自分らで何かのときには一緒に出て行って、みんなで何とか工夫したり、とりあえず情報を共有化しながら、何とかならないかなということ、まずその辺から私は始めていければと、私の段階でですね、あとはまた課長の皆さんにも金目の部分は頑張ってもらいたいと思っておりますので、ひとつまた今後ともアドバイスをいただければと思います。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成24年度本部町一般会計補正予算についてを採決いたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 平成24年度本部町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第1回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 大 城 正 和

本部町議会議員 喜 納 政 樹

本部町議会議員 宮 城 達 彦